

**展示会等における
新型コロナウイルス感染防止のための対応指針**

令和 2 年 6 月 8 日 作成

令和 4 年 5 月 25 日 改正

株式会社東京ビッグサイト



TOKYO BIG SIGHT

第1 はじめに

本指針は、展示会等各種催事の開催に当たり、新型コロナウイルス感染防止のために当社が実施する対策及び展示会の主催者等に実施を依頼する対策をまとめたものである。

第2 策定に当たっての考え方

本指針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和4年3月17日変更）」等を参考に策定しており、特に、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高いと考えられる、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話が発生する密接場面の発生防止に重点を置いている。

第3 内容

1 当社が講じる具体的対策

(1) 施設内の各所における感染防止対策

場所		内容
展示棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子、ベンチ等）
		・施設エントランス部への手指消毒液の設置
		・エントランスホール、コンコース、連絡通路、ロビー等の十分な換気
		・飛散防止パネルの設置（インフォメーション）
		・待機列での物理的距離確保（最低1m）のため、床面にマークを貼付（トイレ、ATM）
		・混雑が予想される屋内喫煙所の閉鎖（南棟3階）
貸出部分	・主催者へサーモグラフィー等の貸出	
会議棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子）
	貸出部分	・不特定多数の高頻度接触部位（会議室のドアノブ、電気のスイッチ等）の消毒
		・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子等）
・会議室の十分な換気		
共通	トイレ	・水石鹸を常備
		・ハンドドライヤーは使用中止とし、サインを掲示

※展示ホール内及び付属諸室については、原則、主催者側の対応

(2) 周知・広報

当社 Web サイト、SNS、施設内大型ビジョン及び場内誘導看板等にて、以下の内容を来場者に周知

内容
・以下に該当する場合は来場自粛を要請 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・入場時に上記症状が判明した場合は、主催者が入場制限を行うこと
・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
・来場者間の物理的距離の確保
・国及び都が提供する接触確認アプリ等への登録推奨

2 レストラン・サービス施設に依頼する具体的対策

(1) 各施設での感染防止対策

内容
・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子、トレイ、貸出備品等）
・商品棚、カウンター、什器の消毒
・入口への手指消毒液の設置
・現金の取扱いを減らし、キャッシュレス決済を推奨
・店舗、施設内の十分な換気
・座席間の距離を確保したレイアウト
・飛散防止パネルの設置（レジ等）
・待機列での物理的距離確保のため床面にマークを貼付（入口、レジ）
・混雑時の入場制限
・「感染防止徹底宣言ステッカー」及び「感染防止徹底点検済証」の掲示
・店舗の営業時間や酒類提供、入店案内等については、国及び都からの要請に基づいて対応すること

(2) 業務従事者の感染防止対策

内容
・検温の励行、発熱時・体調不良時の出勤停止
・マスク着用、手洗いの徹底
・ユニフォーム、制服のこまめな洗濯
・業務時の手袋着用（レストラン）

3 主催者に依頼する具体的対策

(1) 展示ホール利用者

主催者には、関係団体等のガイドラインに基づく感染防止策及び下記事項の実施を依頼する。

① 計画時

内容
・最大収容者数の設定と当社との事前確認（当社が定めた最大収容者数〈別紙1〉の範囲内）
・来場者、関係者へのマスク着用の周知
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握（参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底）
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）の確認
・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
・都が令和4年5月20日付で示した「5月23日以降の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること ・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成 など

② 搬入出及び開催当日

内容
・来場者、関係者へのサーモグラフィー等による検温の実施
・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
・上記内容に関する看板等の設置
・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
・会場入口への手指消毒液設置
・手洗い、手指消毒の励行と周知
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・他者と共用する物品の消毒（セミナー会場、商談コーナー、休憩所、飲食スペースのテーブル、椅子、ベンチ等）

・ 入場時の待機列等における物理的距離の確保
・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・ 飲食を行う場合はエリアを限定し、飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を徹底すること。なお、展示ブース内での試飲・試食についても必要な対策を講じること。
・ 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・ 休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・ 搬出入シャッターの開放や空調運転による会場内の十分な換気
・ 収容者数の把握と最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施
・ 感染が疑われる者が発生した場合、感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）に基づく対応
・ 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示

③ 開催後

内容
・ 最終清掃時における不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・ 最終清掃時における什器、備品（諸室内）の消毒
・ 感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

(2) 会議室利用者

① 計画時

内容
・ 参加者数を当社が定めた最大収容者数（別紙1）の範囲内で設定
・ 来場者、関係者へのマスク着用の周知
・ 以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
・ 入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・ 入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握（参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底）
・ できるだけ分散来場を促進すること
・ 催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・ 感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）の確認

<ul style="list-style-type: none"> ・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・都が令和4年5月20日付で示した「5月23日以降の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成 など

② 開催当日

内容
・受付、会議室入口等への手指消毒用の消毒液の設置
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・来場者、関係者へのサーモグラフィー等による検温の実施
・以下に該当する場合は入場制限を実施すること 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
・参加受付等における待機列での物理的距離の確保
・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・飲食を行う場合はエリアを限定し、飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を徹底すること。なお、試飲・試食についても必要な対策を講じること
・長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・扉の常時又は定期的な開放による室内の十分な換気
・感染が疑われる者が発生した場合、感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）に基づく対応
・参加人数が1,000人を超える場合、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示（但し、上記以外の場合も掲示を推奨）

③ 開催後

内容
・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

第4 適用期間

本指針の適用期間は、令和2年6月8日より、当分の間とする。

第5 その他

本指針は、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

附 則

令和 2 年 8 月 28 日改正

令和 2 年 10 月 1 日改正

令和 3 年 1 月 12 日改正

令和 3 年 3 月 10 日改正

令和 3 年 3 月 23 日改正

令和 3 年 4 月 12 日改正

令和 3 年 4 月 23 日改正

令和 3 年 5 月 10 日改正

令和 3 年 6 月 19 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正

令和 3 年 10 月 31 日改正

令和 3 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 1 月 12 日改正

令和 4 年 1 月 21 日改正

令和 4 年 3 月 24 日改正

令和 4 年 5 月 25 日改正

イベント開催制限期間中の各施設の最大収容者数

1 展示ホール

(1) 大声なしのイベントの場合

①感染防止安全計画を都に提出し、確認を受けた場合

棟名	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
東展示棟	東 1 ホール	8,670	9,500	9,500		
	東 2 ホール	8,350	9,100	9,100		
	東 3 ホール	8,670	9,500	9,500		
	東 4 ホール	8,670	9,500	9,500		
	東 5 ホール	8,350	9,100	9,100		
	東 6 ホール	8,670	9,500	9,500		
	東 7 ホール	11,680	12,800	10,000 (12,800※)	12,800	
	東 8 ホール	3,080	3,300	3,300		
西展示棟	西 1 ホール	8,880	9,700	9,700		
	西 2 ホール	8,880	9,700	9,700		
	西 3 ホール	4,680	5,100	5,100		
	西 4 ホール	6,840	7,500	7,500		
南展示棟	南 1 ホール	5,000	5,500	5,500		
	南 2 ホール	5,000	5,500	5,500		
	南 3 ホール	5,000	5,500	5,500		
	南 4 ホール	5,000	5,500	5,500		

※「対象者全員検査」制度を適用した場合

②感染防止安全計画を都に提出しない場合

棟名	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
東展示棟	東 1 ホール	8,670	9,500	5,000		
	東 2 ホール	8,350	9,100	5,000		
	東 3 ホール	8,670	9,500	5,000		
	東 4 ホール	8,670	9,500	5,000		
	東 5 ホール	8,350	9,100	5,000		
	東 6 ホール	8,670	9,500	5,000		
	東 7 ホール	11,680	12,800	5,000	6,400	
	東 8 ホール	3,080	3,300	3,300		

西展示棟	西1ホール	8,880	9,700	5,000
	西2ホール	8,880	9,700	5,000
	西3ホール	4,680	5,100	5,000
	西4ホール	6,840	7,500	5,000
南展示棟	南1ホール	5,000	5,500	5,000
	南2ホール	5,000	5,500	5,000
	南3ホール	5,000	5,500	5,000
	南4ホール	5,000	5,500	5,000

注1 各ホールの最大収容者数は、ホール毎に入退場管理を実施した場合のみ対象となる。ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、下表のとおり最大収容者数を設定する。

		最大収容者数					
		対象期間		緊急事態宣言期間		まん延防止等重点措置	
感染防止安全計画		なし	あり	なし	あり	なし	あり
収容者数の合算	5,000人以下	収容者数まで					
	5,000人超 ～10,000人	5,000人	収容者数まで	5,000人	収容者数まで	5,000人	収容者数まで
	10,000人超 ～20,000人		10,000人 [※]			収容者数の50%	
	20,000人超						

※「対象者全員検査」制度を適用した場合、最大収容者数は収容者数の合算となる。

(例) 東1, 2, 3ホールを利用する催事で、感染防止安全計画を都に提出しホール毎に入退場管理を行わない場合、収容者数の合算及び最大収容者数は以下のとおり。

[収容者数の合算] 28,100人 (=9,500人+9,100人+9,500人)

[最大収容者数]

緊急事態宣言中：10,000人

まん延防止等重点措置：28,100人

それ以外の期間：28,100人

「対象者全員検査」制度を適用した場合、緊急事態宣言期間において28,100人(収容者数の合算まで)

(2) 大声ありのイベント[※]の場合

収容者数	対象期間	最大収容者数		
		緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	上記以外の期間
10,000人以下		収容者数の50%		収容者数の50%
10,000人超		5,000人まで		

※通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント

注2 ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、上表のとおり最大収容者数を設定する。

注3 東展示棟の収容者数については、令和3年12月6日より適応する。

2 会議施設

(1) 大声なしのイベントの場合

①会議棟

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
1階	レセプションホール半面	700	500	500		
	レセプションホール全面	1,700	1,100	1,100		
	101会議室	180	144	144		
	102会議室	180	144	144		
	103会議室	35	18	18		
	104会議室	50	28	28		
	103+104会議室	90	48	48		
6階	601会議室	80	40	40		
	602会議室	55	20	20		
	603会議室	55	20	20		
	604会議室	80	40	40		
	605会議室	190	144	144		
	606会議室	190	144	144		
	607会議室	190	144	144		
	608会議室	190	144	144		
	609会議室	135	100	100		
	610会議室	135	100	100		
	605+606会議室	380	306	306		
	607+608会議室	380	306	306		
	605~608会議室	760	612	612		
7階	701会議室	80	50	50		
	702会議室	80	50	50		
	701+702会議室	150	120	120		
	703会議室	150	120	120		
	国際会議場	1,030	1,000	1,000		
8階	801会議室	75	40	40		
	802会議室	100	60	60		
	803会議室	35	10	10		
	804会議室	55	12	12		
	805特別応接室	85	8	8		

②TFTビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
2階	ホール 1000	900	1,000	1,000		
	ホール 500	446	500	500		
	ホール 300	270	300	300		
9階	901会議室	85	85	85		
	902会議室	110	110	110		
	904会議室	165	165	165		
	905会議室	180	180	180		
	906会議室	360	360	360		
	907会議室	165	165	165		
	908会議室	250	250	250		
	909会議室	250	250	250		
	910会議室	80	84	84		
	9-A会議室	190	190	190		
	9-B会議室	95	16	16		
	9-C会議室	95	16	16		
	9-E会議室	120	100	100		
9-F会議室	100	100	100			

③タイム24ビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
5階	503会議室	186	140	140		
	504会議室	186	140	140		
	505会議室	186	140	140		
6階	北会議室	595	400	400		
	東1会議室	93	80	80		
	東2会議室	93	80	80		
	東3会議室	93	80	80		
	東4会議室	93	80	80		
	東5会議室	186	140	140		
	東6会議室	186	140	140		
12階	研修室121	598	400	400		
	研修室122	93	80	80		
	研修室123	93	80	80		

1 2 階	研修室 1 2 4	93	80	80
	研修室 1 2 5	93	80	80
	研修室 1 2 6	93	80	80
	研修室 1 2 7	93	80	80
	研修室 1 2 8	101	80	80
1 3 階	研修室 1 3 1	370	320	320
	研修室 1 3 2	157	140	140
	研修室 1 3 3	181	140	140
	研修室 1 3 4	485	400	400
1 4 階	研修室 1 4 1	278	230	230
	研修室 1 4 2	250	230	230
	研修室 1 4 3	93	80	80
	研修室 1 4 4	93	80	80
	研修室 1 4 5	101	80	80
	会議室A	57	16	16
	会議室B	36	8	8
	会議室C	57	16	16
	会議室D	38	8	8
	会議室E	36	8	8
会議室F	57	16	16	
1 8 階	研修室 1 8 1	129	110	110
	研修室 1 8 2	122	110	110
	研修室 1 8 3	96	80	80

(2) 大声ありのイベントの場合

最大収容者数は各施設の収容者数の 50%とする。なお、小数点以下は切り捨てる。

感染疑い発生時の対応マニュアル

1 主催者等による入場時の体調確認にて体調不良者が発生した場合の対応

主催者にて、「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）呼吸が困難（息苦しい）」の症状を、入口等で確認する。

⇒当てはまる方は、主催者にて入場を断り、帰宅を促すとともに、下記連絡先を伝える。
合わせて、主催者が当社へ報告する。

（江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879）

⇒帰宅困難な症状の場合は、主催者が当社に連絡するとともに、主催者の同行のもと、当社の指定する救護室へ移動する。

2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応

催事中に体調不良者が発生し、「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）呼吸が困難（息苦しい）」の症状を主催者が確認できた場合は、主催者が当社に連絡するとともに、主催者の同行のもと、当社の救護室へ移動する。

【当社の指定する救護室（主催者へ貸出しは不可）】

- ・西展示棟：1階救護室
- ・南展示棟：1、4階救護室
- ・東展示棟：東棟救護室
- ・会議棟：623主催者事務室

【当社救護室での対応】

救護室にて、当社立会いのもと主催者とともに患者の健康状況を確認する。

その結果を基に、主催者が所轄の江東区新型コロナウイルス感染症相談センター等に連絡し、受入病院の確認や救急車の要請等を行い、当社がそれに協力する。

患者が搬送された後は、主催者が江東区新型コロナウイルス感染症相談センター等に消毒等の対応を確認し、当社とともに適切な処置を行う。

【当社の備品】

- ・マスク
- ・廃棄用ビニール袋
- ・使い捨て手袋
- ・防護服（使い捨てカップ等）
- ・非接触体温計（主催者貸出用と共用）

【適切な処置の範囲】

場所	主催者	当社	備考
占用貸出部	○		ホール内トイレは当社で実施
共用部		○	共用部の造作物等は主催者で実施
会議棟会議室		○	

3 催事後にコロナ罹患者が発生した場合の対応

催事後に、催事関係者・来場者等がコロナに感染した場合には、速やかに主催者より、コロナ罹患者の来場日時等、詳細情報を当社に報告する。

当社より江東区新型コロナウイルス感染症相談センターに連絡し、消毒等の対応を確認し、当社にて適切な処置を行う。

公表方法等を含めたその後の対応等について、主催者と当社で協議する。